第132回自賠責保険審議会一諮問

金 監 第 4 9 号 平成25年1月17日

自動車損害賠償責任保険審議会 会 長 落 合 誠 一 殿

金融庁長官 畑中 龍太郎

自動車損害賠償保障法第33条第1項及び第2項の規定に基づき、下記の事項 について諮問する。

記

- 1. 保険業法第123条第1項の規定に基づき、AIU損害保険株式会社に対し、 自動車損害賠償責任保険事業を営むことについて認可すること。
- 2. 自動車損害賠償責任保険の基準料率の届出にかかる基準料率を平成25年4月1日から使用することを可能にするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮すること。
- 3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及 び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済 規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の 届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意すること。
- 4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。
- 5. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合及 び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程 のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出 に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意すること。

第132回自賠責保険審議会一答申

平成25年1月17日

金融庁長官 畑中 龍太郎 殿

自動車損害賠償責任保険審議会 会長 落合誠 一

平成25年1月17日付金監第49号をもって諮問を受けた事項に関する意見を下記のとおり答申する。

記

- 1. 保険業法第123条第1項の規定に基づき、AIU損害保険株式会社に対し、自動車損害賠償責任保険事業を営むことを認可することについては、異議はない。
- 2. 現行の自動車損害賠償責任保険の基準料率は、平成20年4月の料率変更時に前提とされた、収支均衡期間を5年間とし平成25年度には本来の料率水準に戻すための料率変更を行うこととする枠組みは維持しつつ、損害率の想定以上の悪化を受けて、平成25年に契約者の保険料負担が急激に増加することを緩和する目的から、平成20年時点の見込みと実績との乖離が明らかになった部分について調整を行うため、平成23年4月に引き上げられた料率である。

平成24年度の料率検証結果では、平成24契約年度及び平成25契約年度の損害率は、それぞれ120.4%、120.3%と、平成23年4月の料率変更時に想定していた予定損害率119.4%と大きな乖離は生じておらず、当初の想定どおり、平成25年度には、発生運用益で累計収支の赤字を補てんしきれなくなることが確実となっている。

したがって、基準料率については、届出のあったとおり、別表のように変更することが適当である。届出にかかる基準料率を平成25年4月1日から使用することを可能とするため、損害保険料率算出団体に関する法律第10条の5第1項の規定に基づき、同法第10条の4第1項に規定する期間を短縮することについては、異議はない。

3. 自動車損害賠償保障法第28条の2第1項の規定に基づき、農業協同組合及び農業協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出に伴い変更することについて、行政庁が行う承認に対し同意することについては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

- 4. 自動車損害賠償保障法第28条の2第3項の規定に基づき、消費生活協同 組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済事業規約の うち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の届出 に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することについ ては、別表と同一の変更であれば、異議はない。
- 5. 自動車損害賠償保障法第28条の2第5項の規定に基づき、事業協同組合 及び協同組合連合会の行う自動車損害賠償責任共済の事業についての共済規 程のうち共済掛金に係るものの一部を、自動車損害賠償責任保険基準料率の 届出に伴い変更することについて、行政庁が行う認可に対し同意することに ついては、別表と同一の変更であれば、異議はない。

(1) 離島以外の地域(沖縄県を除く。) に適用する基準料率

車	種		12か月契約	2 4 か月契約	36か月契約	48か月契約	60か月契約
			(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
		営 業 用	62, 450				
けん引旅客自	動車	自 家 用	16,420				
		A	138,760				
	動車	В	109, 980				
	助中	С	83, 370				
		D	37,610				
自 家 用 乗	用	自 動 車	16,350	27,840	39, 120		
	載量が 2	トンを超えるもの	49, 900	94, 300			
通及	載量が 2	トン以下のもの	34,650	64,100			
自 が物 日 最大積	載量が 2	トンを超えるもの	35,730	66, 220			
	載量が2	トン以下のもの	24,040	43,090			
小型貨物自動車	正及 び	営 業 用	29, 920	54,730			
けん引小型貨物!	自動車	自 家 用	17, 270	29,680			
小型二輪自動車		9, 180	13,640	18,020			
	+	検査対象車	15,600	26, 370	36, 920		
軽 自 動	車・	検査対象外車	9, 510	14, 290	18,970	23, 560	28,060
大型特殊自動車及び小型特殊自動車		8,070	11,440				
緊 急	自	動車	6,790	8, 910	10,990		
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		13,440					
	二輪	自 動 車	7,910				
動 椒	SI	検査対象車	7, 910				
車	動 車	検査対象外車	7, 900				
特霊き	⇒ 5	自 動 車	7, 280	9, 890			
種 教 習	用	自 動 車	7, 280	9, 890			
	上の自動	車(軽自動車を除)	19, 910	34, 900			
本 小 型	! =	輪自動車	10,800	16,850	22, 790		
動	*1 ±	検査対象車	10,800	16,850			
車 他 軽 自	動 車	検査対象外車	10,800	16,850	22,770	28, 580	34, 270
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)			4,630	4,650			
検査対象車		4,630	4, 650				
被けん引軽自	動車	検査対象外車	4,670	4, 690	4, 720	4, 740	4, 770
原 動 機	 付 自	自 転 車	7, 280	9,870	12,410	14,890	17, 330
			1				

(2) 離島地域(沖縄県を除く。)に適用する基準料率

重 1						
東 合 自 動 正 及 び 宮 集 月 日 動 車	車種				48か月契約	60か月契約
16、420		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
16,420 23,770 23,770 23,770 23,770 23,770 24,840 24,720 25,876 26,740	ポーローリックー	19,750				
営業用乗用自動車 個 人 23.770 自家用乗用自動車 6,740 8,810 10,850 費力 (元) (2	「んり 旅 各 目 期 単 自 家 用	16,420				
仮		23,770				
会 付き は 表 付 表 付 表 付 表 付 表 付 表 付 表 付 表 付 表 付 表		23,770				
第	自 家 用 乗 用 自 動 車	6, 740	8, 810	10,850		
日	普 ん 中 取入積載重か2トンを超えるもの	20, 190	35, 450			
日	質及普 用 最大積載量が2トン以下のもの 物 通	13,600	22, 400			
事 前 用	間 質 自 最大積載量が2トンを超えるもの	20, 190	35, 450			
The state of t	車 動	13,600	22, 400			
日 家 用	小型貨物自動車及び営業用	8, 100	11, 510			
軽 自 動 車 検査対象車 検査対象外車 6,230 7,820 9,370 大型特殊自動車及び小型特殊自動車 窓 自 動 車 4,780 4,940 際 急 自 動 車 4,820 5,010 5,200 商品自動車 位置対象車 検査対象車車 4,890 4,890 4,890 市車車 検査対象車 検査対象外車 4,660 4,700 特定 対象車車車 4,660 4,700 市場以上の自動車(軽自動車を除く) 小、型 二輪自動車 検査対象車車 4,720 4,820 4,920 動車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車車	けん引小型貨物自動車自家用	8, 100	11, 510			
軽 自 動 車 検査対象外車 検査対象外車 大型特殊自動車及び小型特殊自動車 4、780 4、940 5、010 5、200 7、920 7 7、920 7、920 7 7、920 7 7、920 7 7、920 7 7、920 7 7、920 7 7、920 7 7、920 7 7、920 7 7、920 7 7 7 920 7 7 7 920 7 7 7 920 7 7 7 920 7 7 7 920 7 7 7 920 7 7 7 920 7 7 7 9 7 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9 7 9	小型二輪自動車	6,030	7, 420	8, 780		
検査対象外車		6, 230	7, 820	9, 370		
緊 急 自 動 車 4,820 5,010 5,200 商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 4,890 小型 二輪 自動車 4,890 標置 計算 4,890 特置 一位 2 4,890 本 4,890 4,890 本 4,900 4,700 特置 2 4,660 4,700 大 5,890 7,130 大 5,890 7,130 大 4,720 4,820 本 4,720 4,820 本 4,720 4,820 本 4,720 4,820 本 4,690 4,740 4,790 本 4,630 4,650 大 4,630 4,650		5, 320	5, 990	6,650	7, 290	7, 920
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 小型 二輪 動車 検査対象車 検査対象外車 4,890 特 霊 き ゅ う 自 動車 教 習 用 自 動車 4,660 数 習 用 自 動車 4,660 (4,700 方,890 7,130 小型 輪 自 動車 検査対象車車 4,720 (4,820 4,920 4,820 4,720 4,820 4,720 4,820 4,720 4,820 4,720 4,820 4,740 4,820 4,740 4,820 4,740 4,820 4,740 4,820 4,820 4,820 4,820 4,820 4,630 4,630 4,650 被けん引自動車(被けん引軽自動車) 4,630 4,630 4,650 4,630 4,650	大型特殊自動車及び小型特殊自動車	4, 780	4, 940			
品自動車車 (株置対象車 検査対象車 検査対象車 検査対象外車 特 霊 き ゅ う 自 動 車 教	緊 急 自 動 車	4, 820	5, 010	5, 200		
自動車車 (株 査 対 象 車 検査 対 象 車 検査 対 象 車 検査 対 象 車 検査 対 象 車 車 型	商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	4, 890				
動車車 検査対象車 検査対象外車 4,890 特 霊 き ゆ う 自 動 車	1	4, 890				
車 検査対象外車 4,900 特 霊 き ゅ う 自 動 車 4,660 4,700 種 教 習 用 自 動 車 4,660 4,700 用 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 5,890 7,130 ウ 小 型 二 輪 自 動 車 4,720 4,820 動 検査対象車 4,690 4,740 被けん引自動車(被けん引軽自動車除く) 4,630 4,650 被けん引軽自動車 検査対象車 4,630 4,650 被けん引軽自動車 4,630 4,650	横 査 対 象 車	4, 890				
種 数 習 用 自 動 車 4,660 4,700 用 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 5,890 7,130 市 小型 二 輪 自 動 車 4,720 4,820 動 検査対象車 4,690 4,740 4,790 被けん引自動車(被けん引軽自動車除く) 4,630 4,650 被けん引軽自動車 検査対象車 4,630 4,650 被けん引軽自動車 4,630 4,650		4, 900				
田 日 日 日 日 日 日 日 日 日	特 霊 き ゅ う 自 動 車	4,660	4, 700			
途 そ く 3,890 7,130 自 小型二輪自動車 4,720 4,820 動 性自動車 検査対象車 4,720 4,820 被けん引自動車(被けん引軽自動車除く) 4,690 4,740 4,790 被けん引自動車(被けん引軽自動車除く) 4,630 4,650 被けん引軽自動車 4,630 4,650 被けん引軽自動車 4,630 4,650	種教習用自動車	4,660	4, 700			
自 動 動 車 小型二輪自動車 検査対象車 検査対象外車 4,720 4,820 4,820 4,740 4,740 4,740 4,790 4,880 被けん引自動車(被けん引軽自動車除く) 被けん引軽自動車 4,630 4,630 4,650 4,650 被けん引軽自動車 検査対象車 横査対象車 4,630 4,630 4,650 4,650 4,650	1 7	5, 890	7, 130			
動車 他軽自動車 検査対象車 4,720 4,820 検査対象外車 4,690 4,740 4,790 被けん引自動車(被けん引軽自動車除く) 4,630 4,650 被けん引軽自動車 4,630 4,650 被けん引軽自動車 4,630 4,650	小型二輪自動車	4, 720	4, 820	4, 920		
車 検査対象外車 4,690 4,740 4,790 4,840 被けん引自動車(被けん引軽自動車除く) 4,630 4,650 被けん引軽自動車 4,630 4,650	動檢查対象車	4, 720	4, 820			
検査対象車 4,630 4,650		4, 690	4, 740	4, 790	4, 840	4,880
被けん引軽自動車	被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)	4,630	4, 650			
	lar a la l	4,630	4, 650			
		4,670	4, 690	4, 720	4, 740	4, 770
原動機付自転車4,7904,9305,0705,2105,350	原 動 機 付 自 転 車	4, 790	4, 930	5,070	5, 210	5, 350

(3)沖縄県(離島地域を除く。)に適用する基準料率

車種	12か月契約	2 4 か月契約	36か月契約	4 8 か月契約	60か月契約
	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
乗合自動車及び営業用	44,030				
けん引旅客自動車自家用	16,420				
個人を除く	77, 340				
営業用乗用自動車 個人	37,610				
自 家 用 乗 用 自 動 車	8,800	12,890	16, 910		
普 ん 営 最大積載量が2トンを超えるもの	14, 550	24, 290			
通及 質物 自びり 動びり業 用 最大積載量が2トン以下のもの 最大積載量が2トンを超えるもの	14, 550	24, 290			
り 自 が 自 最大積載量が2トンを超えるもの 家	14, 550	24, 290			
車 動 用 最大積載量が2トン以下のもの	14, 550	24, 290			
小型貨物自動車及び営業用	9, 450	14, 190			
けん引小型貨物自動車自家用	9, 450	14, 190			
小型二輪自動車	4,840	5,060	5, 270		
軽 自 動 車	8,800	12,890	16, 910		
検査対象外車	4,870	5, 100	5, 330	5, 540	5, 760
大型特殊自動車及び小型特殊自動車	5,610	6, 570			
緊 急 自 動 車	6,680	8,690	10,670		
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)	6,730				
品 小型二輪自動車	4,840				
動 軽 自 動 車	4,870				
車 検査対象外車	4,860				
特 霊 き ゅ う 自 動 車	6, 220	7, 790			
種数習用自動車	6, 220	7, 790			
用 三輪以上の自動車(軽自動車を除 く く)	8, 980	13, 250			
途 そ ハ 型 二 輪 自 動 車	8, 400	12, 100	15,730		
動檢查対象車	8, 400	12, 100			
車 他 軽 目 期 単 検 査 対 象 外 車	8, 420	12, 120	15, 750	19,310	22,800
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く)	4,630	4,650			
被けん引軽自動車	4,630	4,650			
検査対象外車	4,670	4, 690	4, 720	4, 740	4, 770
原 動 機 付 自 転 車	4, 790	4, 930	5,070	5, 210	5, 350

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率

車 種 1 2 か月契約 2 4 か月契約 3 6 か月契約 4 8 か月契約 6 0 (円)	か月契約 (円)
乗 合 自 動 車 及 び 営 業 用 19,750	(円)
16,420	
営業用乗用自動車 個人を除く 23,750	
图 人 23,750	
自家用乗用自動車 6,740 8,810 10,850	
普点 は は は は は よ は よ は よ	
(型 及 普) 用 最大積載量が2トン以下のもの 13,600 22,400	
通及 度	
車	
小型貨物自動車及び 営業 用 8,070 11,440	
けん引小型貨物自動車 自 家 用 8,070 11,440	
小型二輪自動車 4,840 5,060 5,270	
軽 自 動 車 検査対象車 5,200 5,770 6,330	
検査対象外車 4,870 5,100 5,330 5,540	5, 760
大型特殊自動車及び小型特殊自動車 4,780 4,940	
緊 急 自 動 車 4,820 5,010 5,200	
商 三輪以上の自動車(軽自動車を除く) 4,890	
品 小型 二輪 自 動 車 4,840	
動 検 査 対 象 車 4,840	
車 検査対象外車 4,830	
特 霊 き ゅ う 自 動 車 4,660 4,700	
種 教 習 用 自 動 車 4,660 4,700	
用 三輪以上の自動車(軽自動車を除 5,070 5,500	
小型 二輪 自動 車 4,720 4,820 4,920	
動 検査対象車 4,720 4,820	
車 他 軽 目 切 単 検 査 対 象 外 車 4,690 4,740 4,790 4,840	4, 880
被けん引自動車(被けん引軽自動車除く) 4,630 4,650	
横査対象車 4,630 4,650	
被 け ん 引 軽 自 動 車 検査対象外車 4,670 4,690 4,720 4,740	4, 770
原動機付自転車 4,790 4,930 5,070 5,210	5, 350